

平成二十六年六月三日受領
答弁第一七七号

内閣衆質一八六第一七七号

平成二十六年六月三日

内閣総理大臣 安倍 晋 三

衆議院議長 伊 吹 文 明 殿

衆議院議員鈴木貴子君提出いわゆる「吉田調書」への政府の取扱い等に関する質問に対し、別紙答弁書を送付する。

衆議院議員鈴木貴子君提出いわゆる「吉田調書」への政府の取扱い等に関する質問に対する答弁書

一から五まで、八及び九について

東京電力福島原子力発電所における事故調査・検証委員会（以下「政府事故調査委員会」という。）が平成二十三年十二月二十六日に取りまとめた中間報告書及び平成二十四年七月二十三日に取りまとめた最終報告書並びに東京電力福島原子力発電所事故調査委員会（以下「国会事故調査委員会」という。）が同月五日に国会に提出した報告書は、御指摘の「吉田調書」を含め、関係者からのヒアリング結果とその他の資料との突合せや調査・検証による様々な事実確認を経て取りまとめられ、公表されたものと認識している。

また、御指摘の「吉田調書」の内容も踏まえて取りまとめられたこれらの報告書の内容については、内閣及び原子力規制委員会委員長のいずれにおいても把握しており、これらの報告書の内容を踏まえ、適切に対応していくことが重要であると考えている。

六について

国会事故調査委員会から政府事故調査委員会に対し、吉田昌郎氏からのヒアリング結果の提出について

依頼がなされた際、同氏から、記憶の混同等による事実誤認が含まれる可能性があるため、内容の全てがあたかも事実であったとの誤解を招くこと等が危惧され、第三者に向けて公表されることは望まない旨の意思が明確に示されていたこと等から、当該ヒアリング結果は公開しないこととしているものである。

七について

お尋ねについては、平成二十六年五月二十日付けの朝日新聞社の報道において同社が入手したとされている「聴取結果書」が、政府事故調査委員会による吉田昌郎氏からのヒアリング結果と同一のものであるか否かについて承知していないことから、お答えすることは困難である。